

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正 する規則の概要

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）が令和 6 年 12 月 2 日に施行され、現行の健康保険証の有効期限は最長で令和 7 年 12 月 1 日まで（法施行日から起算して 1 年間）とされた。

令和 7 年 12 月 2 日以降、期限切れにより失効となった教育職員普通免許状の再授与に当たり、本人確認手段として健康保険証を使用できなくなることから、所要の改正を行う。

2 改正の内容

本人確認書類から、健康保険証を削除する。（第 2 条第 3 項第 4 号関係）

3 施行期日

令和 7 年 12 月 2 日から施行する。